衆議院経済産業委員会原子力問題調査特別委員会連合審査会ニュース

【第204回国会】令和3年3月18日(木)、第1回の連合審査会が開かれました。

- 1 経済産業の基本施策に関する件(東京電力柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一 部喪失事案)
 - ・梶山経済産業大臣、更田原子力規制委員会委員長及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。 た。

(参考人) 東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長 小早川智明君

(質疑者) 小林鷹之君(自民)、細田健一君(自民)、中野洋昌君(公明)、黒岩宇洋君(立民)、阿部知子君(立民)、斉木武志君(立民)、藤野保史君(共産)、足立康史君(維新)、浅野哲君(国民)

(質疑者及び主な質疑事項)

小林鷹之君 (自民)

- (1) 東京電力柏崎刈羽原子力発電所(以下「柏崎刈羽原発」という。)における一連の違反事案によって 国民の信頼を傷つけたことに対する東京電力の見解
- (2) 他の電力会社における同様な事例の発生の有無に関する更田原子力規制委員会委員長(以下「更田委員長」という。)の見解
- (3) 侵入検知設備が故障していたにもかかわらずプレスリリースにおいて不正侵入なしと発表した根拠
- (4) 核物質防護設備に立ち入る社員や警備員等に対する個人のバックグラウンドチェック(信頼性確認) の実施状況
- (5) 故障した設備の代替措置に実効性のないことを認識していながら改善しないような防護意識の低い 現場社員を発見できなかった東京電力の信頼性確認の実効性
- (6) 原子力規制委員会における核物質防護に係る検査体制の改善の検討を行う必要性
- (7) 本事案を踏まえた原子力発電に係るリスクシナリオの必要性についての梶山経済産業大臣の見解

細田健一君(自民)

- (1) 原子力規制庁が本事案について安全重要度評価を赤と暫定評価した理由と今後の同庁の対応
- (2) 安全確保に向けた東京電力の今後の取組の在り方についての更田委員長の見解
- (3) 立地自治体との信頼関係の再構築に向けた東京電力の決意
- (4) 原子力発電事業者と立地自治体との信頼関係の構築に向けた梶山経済産業大臣の決意

中野洋昌君(公明)

- (1) 今回の違反事案の原因が柏崎刈羽原発固有の問題か東京電力全体の意識共有の欠如の問題なのかに ついての東京電力の見解
- (2) 一連の違反事案に対する東京電力における今後の検証及び対策の在り方
- (3) 他の原子力事業者における防護措置の遵守状況及び今後検査を行っていく必要性
- (4) 核物質防護規定違反に係る安全重要度評価の区分のうち「緑」の事案の発生件数
- (5) 原子力規制庁において核物質防護に関する検査体制を強化する必要性
- (6) 原子力発電事業者における核セキュリティ文化の定着状況及び規制の在り方の妥当性についての更 田委員長の認識
- (7) 今回の事案の発生が東京電力による福島第一原子力発電所の廃炉及び福島の復興に支障を来すこと のないようにするための梶山経済産業大臣の決意

黒岩宇洋君(立民)

- (1) 柏崎刈羽原発における核物質防護設備の機能の一部喪失事案関係
 - ア 核物質防護設備の復旧に要した期間及び機能喪失を認識していながら一年近く復旧を放置した理 由
 - イ 2月12日に報告した故障12件に関する復旧の有無についての小早川参考人の発言の整合性
 - ウ 代替措置を講じただけで設備本体の修復を放置していた理由
 - エ 更田委員長が指摘する継続的な判断のレベルの低さについての東京電力の見解
 - オ テロ侵入の可能性を否定できないとする原子力規制庁の発言についての東京電力の見解
 - カ 代替措置に実効性がないと認識する現場の社員警備員の情報が小早川参考人まで上がっていなかった理由
 - キ 代替措置が明らかに実効性に欠けていたにも関わらず適切な措置を講じなかった理由
 - ク 平成30年以降に核物質防護設備の不具合が頻発していたにも関わらずその都度原子力規制庁に報告しなかった理由
- (2) 柏崎刈羽原発7号機の安全対策工事が完了せず継続中である報告が小早川参考人まで上がっていなかった理由及び情報管理能力の欠如の責任者
- (3) 東京電力の事業者適格を疑う見解への打開策及び社長交代の必要性

阿部知子君(立民)

- (1) 柏崎刈羽原発におけるID不正使用事案についての核物質防護規定違反が原子力事業者の許可取消 し又は1年以内の運転停止の理由になり得ることの確認
- (2) 柏崎刈羽原発における核物質防護設備の機能の一部喪失事案関係
 - ア 東京電力から原子力規制庁に対して行った本事案についての説明関係
 - a 昨年10月に行われた核物質防護事案の不適合の発生状況についての説明の具体的内容
 - b 本事案に対する代替措置についての報告の有無
 - c 東京電力からの説明に対する原子力規制庁の認識
 - イ 本事案発生後1年以上経過してから発覚したことについての更田委員長の見解
 - ウ 同原発の I D不正使用事案についての原子力規制庁次長から長官への報告時期
 - エ 東京電力に対する原子力規制庁による原子力規制検査における本事案及び I D不正使用事案以外 の問題事案の指摘の有無
 - オ 核物質防護規定違反が繰り返されている状況に鑑み、原子力規制検査について実用発電用原子炉の対応区分を第4区分ではなく第5区分と判断すべきであるとの指摘に対する更田委員長の見解

斉木武志君(立民)

- (1) 代替措置の有効性に係る社員警備員の認識及びその実効性についての更田委員長の見解
- (2) 「現場は代替措置が十分であると認識していた」との小早川参考人の答弁における「現場」の意味
- (3) 代替措置の有効性に関する現場社員と部門長との認識の齟齬が今回の事案の原因となった可能性
- (4) 現場におけるコミュニケーション不足の深刻さについての東京電力の見解
- (5) 外部及び現場社員からの指摘に耳を貸さなかったという福島第一原発事故の反省と教訓が活かされていないのではないかとの指摘についての東京電力の見解
- (6) 小早川参考人が3月11日に福島を訪れずにオンラインで訓示を済ませ記者会見にも応じなかった理由
- (7) 東京電力の隠蔽・偽装体質に対する更田委員長の見解

- (8) 再稼働中の九基の原子力発電所に対する早急な立入検査の検討状況についての更田委員長の見解
- (9) 現場の社員の声が社長まで届かない点についての小早川参考人の危機感の有無

藤野保史君(共産)

- (1) 柏崎刈羽原発における核物質防護設備の機能の一部喪失事案関係
 - ア 平成 30 年1月以前の核物質防護設備における侵入検知設備の機能喪失事案及びそれ以外の設備 の機能喪失事案の有無
 - イ 原子力規制庁による現地検査において、侵入検知設備の故障実績の報告を求めた期間を平成30年 1月からとした理由
 - ウ 東京電力に係る原子炉設置変更許可を取り消すべきとの意見に対する更田委員長の見解
- (2) 経済産業省職員の柏崎刈羽原発関連の出張関係
 - ア 経済産業省職員と新潟県議会議員との令和2年11月27日の会食における経済産業省側の参加者
 - イ 本年6月の同原発の再稼働の地元同意に向けて経済産業省が地ならしとして地元との意見交換を 重ねてきたとの報道(本年2月28日付毎日新聞)に対する梶山経済産業大臣の見解
 - ウ 東京電力関係者との夜の会食の有無
 - エ 再稼働に自ら奔走してきた経済産業省の責任についての梶山経済産業大臣の見解
 - カ 政府の原発再稼働推進の姿勢が今回の同原発における核物質防護設備の機能喪失事案発生の根本 要因の1つであるとの意見に対する梶山経済産業大臣の見解
 - キ 政府の原発再稼働推進の方針を撤廃すべきとの意見に対する梶山経済産業大臣の見解

足立康史君 (維新)

- (1) 福島原発事故 10 年検証委員会の民間事故調最終報告書関係
 - ア 同報告書についての梶山経済産業大臣、更田委員長及び東京電力の受止め
 - イ 同報告書に関しての対面のインタビューの申入れを東京電力が拒否した理由
- (2) 柏崎刈羽原発における核物質防護設備の機能の一部喪失事案の原因は原子力発電関連の法制度にあるとの意見に対する梶山経済産業大臣、更田委員長及び東京電力の見解
- (3) 今国会提出の「発電用原子炉の運転が政治主導の下で行われることを明確化するための改革の推進 に関する法律案」(参法第 23 号)で提案しているように、原子力損害が生じた場合における賠償責任 に関する現行の無限責任を見直すべきとの考えに対する東京電力の見解

浅野哲君 (国民)

- (1) 1月27日に協力企業が誤って発生させた侵入検知設備の損傷の確認方法及び遠隔で損傷を検知する 能力の有無
- (2) 不正な侵入を検知できない状態が継続していた期間
- (3) 装置の損傷を復旧するために要した時間及びそれだけの時間を要した理由
- (4) 現場における業務の繁忙によって今回の事案が引き起こされた可能性
- (5) 検査手法の変更以外に今回の事案を原子力規制委員会が発見できた要因
- (6) 安全重要度評価が確定した場合の東京電力の資格や権能等の制限の有無
- (7) 柏崎刈羽原発以外の事業所についての徹底検査及び報告聴取の必要性についての梶山経済産業大臣 の見解